

## 畑作物の直接支払交付金を申請する皆様方へ

面積払を申請し、その年の単収が「市町村別等の基準単収」の2分の1未満の場合、減収となった「理由書」とその証拠書類の提出が必要となります。その内容が、自然災害等の合理的な理由と認められれば、交付金は交付されます。

なお、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込み等を行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出ください。

**適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、理由書の提出時に必要となりますので、適切に保存してください。**

- 作業日誌、種子・肥料の購入伝票等
  - 被害状況がわかる書類等
- (1) 農業共済が発動されたことが分かる書類(共済金支払通知書)
  - (2) 被害状況や対策を施したことが分かるほ場の写真等



※写真の場合、撮影年月日等がわかる方が望ましいです。



### 自然災害等合理的な理由と認められないケース

※合理的な理由が確認できない場合、面積払は返還又は不交付となります。

- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない
- ◆ 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培
- ◆ 管理不十分で収穫物を毀損させ販売できない
- ◆ 農産物検査の受検又は品質区分の確認を受けることができるにもかかわらず受検等しなかった(なたねを除く)

**市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。**

令和3年産の市町村別等の基準単収は、以下のとおりとなっておりますので、お知らせします。

## 【岩手県八幡平市の基準単収（10aあたり）】

対象作物	小麦 (秋まき)	二条大麦	六条大麦	はだか麦
基準単収	1 7 3 kg	2 9 2 kg	2 3 6 kg	2 5 2 kg
基準単収の2分の1	8 6 kg	1 4 6 kg	1 1 8 kg	1 2 6 kg

対象作物	大 豆	そ ば	なたね
基準単収	1 1 2 kg	6 2 kg	8 2 kg
基準単収の2分の1	5 6 kg	3 1 kg	4 1 kg

### 【お問い合わせ先】

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

東北農政局岩手県拠点

地方参事官室(経営所得担当)

電話019-624-1129 FAX019-654-2940